

長者原オートキャンプ場の指定管理者の指定について

長者原オートキャンプ場の指定管理者について、長者原オートキャンプ場指定管理候補者選定委員会の選定結果に基づいて指定管理候補者を決定し、九重町議会の議決を経て、下記のとおり指定管理者を指定しましたのでお知らせします。

記

1. 指定管理者に指定した団体及び指定の期間

■ 長者原オートキャンプ場

指定管理者に指定した団体：有限会社 吉武建設 代表取締役 吉武 勝広

指定の期間：令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）

2. 指定管理者の指定までの経過

- 令和2年6月24日～第1回指定管理者検討委員会
 - ◎ 公募に係る募集要項（案）、審査基準（案）、スケジュール（案）等の審議
- 令和2年7月3日～第1回長者原オートキャンプ場指定管理候補者選定委員会
 - ◎ 公募に係る募集要項、審査基準、スケジュール等の審議・決定
 - ※大分県長者原園地指定管理候補者選定委員会と共同開催
- 令和2年7月10日
公募に係る指定管理者募集の告示（町掲示板、町ホームページ）
- 令和2年7月29日 現地説明会（1者参加）
- 令和2年9月2日～9月9日 申請書受付期間（1者申請）
- 令和2年10月14日 第2回指定管理者検討委員会
 - ◎ 資格審査
 - ・有限会社吉武建設（1者申請）※審査結果：応募資格有り
- 令和2年10月19日 大分県行財政推進委員会指定管理者評価部会
 - ◎ 評価の結果、B判定により各委員の採点に5点加算されることが決定
- 令和2年10月26日 第2回指定管理者選定委員会
 - ◎ ヒアリング審査、選定基準に基づく採点及び指定管理候補者の選定
 - ・指定管理候補者 ⇒ 有限会社吉武建設
 - 指定管理期間：令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（3年間）
- 令和2年11月5日 指定管理候補者を決定
 - ◎ 指定管理候補者 ⇒ 有限会社吉武建設
 - 指定管理期間：令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（3年間）
- 令和2年12月18日 令和2年第4回九重町議会定例会
指定管理者を指定する議案の審議・議決
 - ◎ 長者原オートキャンプ場指定管理者 ⇒ 有限会社吉武建設を指定
 - 指定管理期間：令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（3年間）

3. 指定管理者選定委員会による指定管理候補者の選定

(1) 長者原オートキャンプ場指定管理候補者選定委員会

委員長 小田 詰志（九重町区長会長）

委員 岐部 榮作（九重町観光協会会長）

委員 原田 敏雄（税理士／原田敏雄税理士事務所）

委員 橋本 昌樹 (大分県生活環境部自然保護推進室 室長)

委員 友松 直和 (九重町商工観光・自然環境課 課長)

(2) 選定審査報告

長者原オートキャンプ場の指定管理者について公募(令和2年7月10日公告)を行い、申請受付期限(令和2年9月9日)までに、1者の応募がありました。第2回指定管理者検討委員会(令和2年10月14日開催)で資格審査を行った結果、応募資格を満たしていることから、第2回長者原オートキャンプ場指定管理候補者選定委員会(令和2年10月26日開催)で申請資格の確認及びヒアリング審査を実施しました。

応募のあった1者について選定委員が共通認識の下で審査項目に基づく評価・採点を行い、協議した結果、現行指定管理者として管理運営実績等を踏まえた具体的で実行性のある管理運営計画や収支計画等総合的に優れた提案内容であったため、同者を長者原オートキャンプ場の指定管理候補者に選定しました。

※「選定審査講評」は別紙のとおり

■ 長者原オートキャンプ場の指定管理候補者選定に係る審査(採点)結果

申請団体名	評価点(1000点満点)	優遇加算	合計
有限会社吉武建設	752点	25点	777点

(3) 選定基準及び審査項目

◎ 選定基準

<九重町公の施設の指定管理者の指定に関する条例第4条第1項に定める選定基準>

(1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
(2) 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
(4) 前3号に掲げるもののほか、町長等が施設の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

◎ 審査項目及び配点

1	住民の平等な利用を確保する。	(1) 施設の設置目的及び県・町が示した管理の方針	60点
		(2) 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	
	サービス向上を図る。	(3) サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	
2	施設の効用を最大限に発揮する。	(1) 景観に配慮し、施設の利用促進を図るための具体的な手法及び期待される効果	60点
		(2) 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	
3	管理経費の縮減を図る。	(1) 施設の管理運営に係る経費の内容	20点
4	事業計画書に沿った管理を安定して行う。	(1) 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	60点
		(2) 安定的な運営が可能となる組織体制	
		(3) 安定的な運営が可能となる経理的基盤	
		(4) 類似施設の運営実績	
		(5) 情報保護の取組	
合計			200点

※選定委員1人の持ち点を200点とし、1000点満点(200点×5人)で評価

◎ 優秀指定管理者への加算

現在の指定管理者に対しては、外部有識者による「大分県財政改革推進委員会指定管理評価部会」が、管理運営状況について5段階評価を行います。現在の指定管理者が応募した場合、その者が5段階評価で「A」「B」の優秀な評価を得たときは、下記の加算を行うこととなります。

評価結果	加算の内容
A	各選定委員の採点に10点加算する。
B	各選定委員の採点に5点加算する。